社会福祉法人八戸市社会福祉協議会役員等の報酬に関する規程

（趣旨)

第１条　この規程は、社会福祉法人八戸市社会福祉協議会(以下「社協」という。)の役員等の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

　(定義)

第２条　この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　役員　会長、副会長、常務理事、理事及び監事をいう。

⑵　報酬等　報酬、期末手当、勤勉手当、通勤手当及び退職慰労金をいう。

（報酬等の支給内容）

第３条　役員には、報酬等のうち報酬に限り支給する。

２　評議員には、報酬等を支給しない。

　(報酬の支給要件及び額)

第４条　非常勤である会長、副会長及び理事に対する報酬は、会長、副会長及び理事が次の各号に掲げる会議等に出席した場合に現金で支給するものとし、その額は、日額3,000円とする。

⑴　理事会

⑵　評議員会

⑶　正副会長会議

⑷　審議機関の会議

⑸　社協が主催する会議、研修会等

⑹　他の団体等が主催する会議、行事等(飲食を伴うものを除く。)

２　常勤である常務理事に対する報酬の額は、月額241,200円とし、その支給方法は、職員の例による。

３　非常勤である監事に対する報酬は、監事が監査業務に従事した場合及び理事会又は評議員会に出席した場合に現金で支給するものとし、その額は、監査業務に従事した場合は日額15,000円とし、理事会又は評議員会に出席した場合は日額3,000円とする。

（委任）

第５条　この規程に定めるもののほか、役員等の報酬に関し必要な事項は、会長が定める。

　　　附　則

１　この規程は、平成29年7月1日から施行する。

２　次の規程は、廃止する。

　　⑴　社会福祉法人八戸市社会福祉協議会常勤役員の報酬に関する規程(平成13年4月1日施行)

　　⑵　社会福祉法人八戸市社会福祉協議会監事の報酬に関する規程(平成22年4月1日施行)